

○経済産業省告示第六十一号

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）の一部の施行等に伴い、及び電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第七号の規定に基づき、主要電気工作物を構成する設備を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

経済産業大臣 梶山 弘志

主要電気工作物を構成する設備を定める告示等の一部を改正する告示

（主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部改正）

第一条 主要電気工作物を構成する設備を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		改正後	
変圧器	太陽電池（出力十キロワット以上のものに限る。）	主要電気工作物	四の二 太陽電池発電設備
第一号の水力発電所の	太陽電池モジュール及び支持物	主設備	一～四 「略」
		改正前	
		「新設」	

調相機	負荷時電圧位相調整器	負荷時電圧調整器	
第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるも	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの

周波数変換機器	分路リアクトル及び限流リアクトル	電力用コンデンサー	
の 主設備の欄に掲げるもの 第一号の水力発電所の	の 主設備の欄に掲げるもの 第一号の水力発電所の	の 主設備の欄に掲げるもの 第一号の水力発電所の	の

<p>整流機器</p>	<p>遮断器</p>	<p>逆変換装置（容量十キロボルトアンペア以上のものに限る。）</p>
<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>	<p>第三号の燃料電池発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>

五
〔略〕

五の二 風力発電設備

主要電気工作物	風力機関	発電機
主設備	風車、支持物並びに調速装置及び非常用調速装置	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの（揚水式発電用の発電電動機を除く。）

五
〔略〕

〔新設〕

<p>負荷時電圧位相調整器</p>	<p>負荷時電圧調整器</p>	<p>変圧器</p>
<p>第一号の水力発電所の 主設備の欄に掲げるもの</p>	<p>第一号の水力発電所の 主設備の欄に掲げるもの</p>	<p>第一号の水力発電所の 主設備の欄に掲げるもの</p>

周波数変換機器	分路リアクトル及び限流リアクトル	電力用コンデンサー	調相機
第一号の水力発電所の	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの

<p style="text-align: center;">逆変換装置</p>	<p style="text-align: center;">遮断器</p>	<p style="text-align: center;">整流機器</p>	
<p style="text-align: center;">第三号の燃料電池発電所の主設備の欄に掲げ</p>	<p style="text-align: center;">第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>	<p style="text-align: center;">第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>	<p style="text-align: center;">主設備の欄に掲げるもの</p>

るもの

六〇八 [略]

六〇八 [略]

備考 表中の「」は注記である。

(経済産業大臣が定める受験資格、非常用予備発電装置工事に関する講習並びに非常用予備発電装置工事に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験の内容等の一部改正)

第二条 経済産業大臣が定める受験資格、非常用予備発電装置工事に関する講習並びに非常用予備発電装置工事に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験の内容等(平成十六年経済産業省告示第五百五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規

定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(用語の定義)</p> <p>第一条 この告示において、「自家用発電設備」とは、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）<u>第三十八条第三項</u>に規定する自家用電気工作物のうち、ガスタービン及び内燃機関（原子力発電所に施設するものを除く。）をいう。</p> <p>2 「略」</p>
改正前	<p>(用語の定義)</p> <p>第一条 この告示において、「自家用発電設備」とは、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）<u>第三十八条第四項</u>に規定する自家用電気工作物のうち、ガスタービン及び内燃機関（原子力発電所に施設するものを除く。）をいう。</p> <p>2 「略」</p>

(受験資格)

第二条 「略」

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において電気工学又は機械工学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）にあつては、自家用発電設備の工事に関する業務に三年以上従事した経験を有する者

二・三 「略」

(受験資格)

第二条 「略」

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において電気工学又は機械工学の課程を修めて卒業した者にあつては、自家用発電設備の工事に関する業務に三年以上従事した経験を有するもの

二・三 「略」

(講師の条件)

第四条 「略」

科目	条件
非常用予備発電装置の基礎 非常用予備発電装置に関する法令	一 学校教育法による大学 又は高等専門学校において電気工学又は機械工学に関する学科の課程を修めて卒業した者 (当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修

(講師の条件)

第四条 「略」

科目	条件
非常用予備発電装置の基礎 非常用予備発電装置に関する法令	一 学校教育法による大学 又は高等専門学校において電気工学又は機械工学に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、非常用予備発電装置に関する業務に五年以上従

[略]	
[略]	<p>了した者を含む。)であ った、非常用予備発電装 置に関する業務に五年以 上従事した経験を有する 者であること 二～四 [略]</p>

(試験員の要件)

第七条 [略]

- 一 学校教育法による大学若しくは高等専門学

[略]	
[略]	<p>事した経験を有する者で あること 二～四 [略]</p>

(試験員の要件)

第七条 [略]

- 一 学校教育法による大学若しくは高等専門学

校において電気工学若しくは機械工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

二 「略」

三 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）による高等学校教諭の専修免許状を有する者であつて、学校教育法による高等学校において電気工学若しくは機械工学に関する学科を担当する教諭の職にあり、又はあつた者

四 六 「略」

七 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学

校において電気工学若しくは機械工学に関する学科を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はあつた者

二 「略」

三 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）による高等学校教諭一級普通免許状を有する者であつて、学校教育法による高等学校において電気工学若しくは機械工学に関する学科を担当する教諭の職にあり、又はあつた者

四 六 「略」

七 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学

校令による専門学校において電気工学又は機械工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、非常用予備発電装置に関する業務に十年以上従事した経験を有する者

八・九 「略」

校令による専門学校において電気工学又は機械工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、非常用予備発電装置に関する業務に十年以上従事した経験を有する者

八・九 「略」

備考 表中の「」は注記である。

様式を次のように改める。

様式

非常用予備発電装置工事講習修了及び試験合格に関する証書

ふりがな		生年 月 日	年 月 日生
受験者氏名			
現住所		(TEL)	
他に連絡先がある場合はその名称及び所在地		(TEL)	
科 目	範 囲	講師の氏名	第4条の表各号 該当箇所
非常用予備発電装置の基礎	1 電気に関する基礎理論 イ 電流、電圧、電力及び電気抵抗 ロ 導体及び絶縁体 ハ 交流電気の基礎概念 ニ 電気回路の計算 2 発電設備の分類、構造及び性能 3 発電設備の運転、操作及び保護 4 シーンケンス (展開接続図) の見方 5 配電盤の構成		
非常用予備発電装置	1 設置工事の方法		年 月 日 時 分 から 時 分 (2時間)
			年 月 日

工事の施工方法	2 配線及び配管の工事方法 3 工事用の材料及び工具の用途		時 分 から 時 分 (2時間)
非常用予備発電装置に係る検査方法	1 点検の方法 2 絶縁抵抗測定及び絶縁耐力試験の方法 3 接地抵抗測定の方法 4 継電器試験の方法 5 シークェンス試験の方法 6 試験用器具の性能及び使用方法		年 月 日 時 分 から 時 分 (1時間)
非常用予備発電装置に関する法令	電気事業法、電気事業法施行令及び電気事業法施行規則、電気工事士法、電気工事士法施行令及び電気工事士法施行規則並びにその他関係法令		年 月 日 時 分 から 時 分 (3時間)

上記の者は、電気工事士法施行規則第4条の2第1項の規定に基づき経済産業大臣が定める非常用予備発電装置工事に関する講習を修了し、かつ、経済産業大臣が定める非常用予備発電装置工事に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験に合格したことを証明します。

年 月 日

所在地 千

(TEL

)

証明者

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名



(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず非常用予備発電装置工事講習及び試験を行う者（法人にあつては代表者）が自署するものとする。

（電気事業法施行規則第四十八条第四項第三号ロの特定の施設内に設置される水力発電設備等の一部改正
）

第三条 電気事業法施行規則第四十八条第四項第三号ロの特定の施設内に設置される水力発電設備等（平成二十七年経済産業省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>電気事業法施行規則第四十八条第二項第三号口の特定の施設内に設置される水力発電設備等</p> <p>電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十八条第二項第三号口の特定の施設内に設置される水力発電設備、第五十二条第一項の表第一号、第四号及び第六号並びに別表第二の発電所の項第一号下欄の1（1）の小型の水力発電所又は特定の施設内に設置される水力発電所</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>電気事業法施行規則第四十八条第四項第三号口の特定の施設内に設置される水力発電設備等</p> <p>電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十八条第四項第三号口の特定の施設内に設置される水力発電設備、第五十二条第一項の表第一号、第四号及び第六号並びに別表第二の発電所の項第一号下欄の1（1）の小型の水力発電所又は特定の施設内に設置される水力発電所</p>

、同条第一項の表第二号及び第五号並びに別表第二の発電所の項第一号下欄の1(2)の小型の汽力を原動力とする火力発電所、同条第一項の表第二号及び第六号の小型のガスタービンを原動力とする火力発電所、第五十六条の表第四号及び第五号の小型の水力設備又は特定の施設内に設置される水力設備、同表第六号及び第七号の小型の汽力を原動力とする火力設備及び小型のガスタービンを原動力とする火力設備、第七十九条第一号及び第九十四条第六号の液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所、別表第二の発電所の項第二号(二)下欄の(1)の小型の水力発電所の発電設備又は特定の施設内に設置さ

、同条第一項の表第二号及び第五号並びに別表第二の発電所の項第一号下欄の1(2)の小型の汽力を原動力とする火力発電所、同条第一項の表第二号及び第六号の小型のガスタービンを原動力とする火力発電所、第五十六条の表第四号及び第五号の小型の水力設備又は特定の施設内に設置される水力設備、同表第六号及び第七号の小型の汽力を原動力とする火力設備及び小型のガスタービンを原動力とする火力設備、第七十九条第一号及び第九十四条第六号の液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所、別表第二の発電所の項第二号(二)下欄の(1)の小型の水力発電所の発電設備又は特定の施設内に設置さ

れる水力発電所の発電設備並びに同号(一)下欄の
(2)の小型の汽力を原動力とする火力発電所の
発電設備を次のように定め、公布の日から施行す
る。なお、平成二十四年経済産業省告示第百号(電
気事業法施行規則第五十二条第一項の表第一号
等の規定に基づく小型のもの若しくは特定の施設
内に設置されるものである水力発電所等)は、平
成二十七年四月二十九日限り、廃止する。

(特定の施設内に設置される水力発電設備)

第一条 電気事業法施行規則(以下「規則」とい
う。)第四十八条第二項第三号ロの特定の施設
内に設置される水力発電設備は、当該水力発電

れる水力発電所の発電設備並びに同号(一)下欄の
(2)の小型の汽力を原動力とする火力発電所の
発電設備を次のように定め、公布の日から施行す
る。なお、平成二十四年経済産業省告示第百号(電
気事業法施行規則第五十二条第一項の表第一号
等の規定に基づく小型のもの若しくは特定の施設
内に設置されるものである水力発電所等)は、平
成二十七年四月二十九日限り、廃止する。

(特定の施設内に設置される水力発電設備)

第一条 電気事業法施行規則(以下「規則」とい
う。)第四十八条第四項第三号ロの特定の施設
内に設置される水力発電設備は、当該水力発電

設備を構成する水力設備の全てが次に掲げる施設
のいずれかに設置されるものとする。

一～四 「略」

設備を構成する水力設備の全てが次に掲げる施設
のいずれかに設置されるものとする。

一～四 「略」

備考 表中の「」は注記である。

(電気関係報告規則第一条第二項第十二号及び電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書の規定に基づく別に告示する電気工作物及び期限の一部改正)

第四条 電気関係報告規則第一条第二項第十二号及び電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書の規定に基づく別に告示する電気工作物及び期限(平成二十八年経済産業省告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(電気工作物)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>一 変圧器(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三十八条第三項各号に掲げる事業を営む者が設置する柱上変圧器を除く。)</p> <p>二〇十二 「略」</p>
改正前	<p>(電気工作物)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>一 変圧器(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者が設置する柱上変圧器を除く。)</p> <p>二〇十二 「略」</p>
備考 表中の「」は注記である。	

附則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

第二条 学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）の規定による改正前の学校教育法

（昭和二十二年法律第二十六号）における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。